

平成27年 第2回定例会

松田町議会第2回定例会は、6月3日(水)から5日(金)の3日間の会期で開催されました。

主な議題は、1日目(3日)が一般質問7件、2日目(4日)は一般質問2件、3日目(5日)は承認2件・議案6件、発議3件などについて審議し、可決されました。なお、3日目は、総務文教常任委員会報告が承認されたことを受けて、議員発議により「松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」の新設ほか2件が追加議案として審議されました。主な内容については、次のとおりです。

議員 議員報酬等の特例に関する条例等を可決

総務文教常任委員会は、本年5月19日・26日、6月4日に委員会を開催し、審査結果を左記のとおり報告しました。承認を受けて、議員発議により、松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例・松田町議会委員会条例の一部を改正する条例・松田町議会広報

発行規程の一部を改正する規程が、追加議案として審議され可決されました。施行日は、平成27年10月1日です。
松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例
議員が町議会の会議を長期欠席(会議を欠席した日から会議に出席し

た日の前日までの期間)した場合、議員報酬等の取り扱いは、地方自治法等に規定がないことから、通常どおり支給されている現状です。
このため、委員会報告のとおり、議員自ら月額報酬・期末手当を減額支給する特例を条例化する

総務文教常任委員会報告書(抜粋)

平成27年第1回議会定例会において継続審査となった次のことについて、慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

1. 審査の結果

採決の結果、賛成全員で決定し、第2回議会定例会に提案すべきとの結論に達した。

(1) 松田町議会委員会条例の一部改正に関する事項

新たに議会広報広聴常任委員会を設置する。条例の一部改正に伴い、松田町議会広報発行規程の一部改正が必要である。

(2) 《仮称》松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定に関する事項

松田町議会議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が町議会の会議を長期間にわたり欠席した場合、毎月の議員報酬や期末手当について、減額する条例を制定する必要がある。議員報酬等の減額は、下表の長期欠席期間により、その職に応じた議員報酬等から減額する。

長期欠席期間	減額の割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

一般会計
一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ2166万9千円を追加し、総額40億4166万9千円としました。
主な内容は、臨時福祉給付金事業・子育て世帯臨時特例給付金事業・地域課題対応型EMSサービスマシナリー事業・退職防団員報償金の追加事業等による増額補正となりました。

平成27年度補正予算

介護保険事業特別会計
介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、県では国保連で事務処理を行うシステムとなったため、介護予防支援に係る保険給付費の一部を地域支援事業に組み替え等を行ったもので、予算総額の変更はありません。

月額報酬の減額支給の例

一般議員の月額報酬は25万円です。長期欠席の期間が、
・100日間の場合は20万円
・300日間の場合は17万5千円
・365日を超えた場合は12万5千円の支給となります。

松田町議会委員会条例の一部を改正する条例

広報広聴活動を充実させるため、議会広報委員会を議会広報広聴常任委員会に改組(定数6人)し、3つの常任委員会体制とするため、一部改正をするものです。

松田町議会広報発行規程の一部を改正する規程

議会広報広聴常任委員会の設置に伴い、文言等の整理をするため、一部改正をするものです。